

「滋賀県総合教育会議運営要綱」 新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第2条 会議は、知事が招集する。</p> <p>2 会議は、知事および教育委員会により構成する。</p> <p>3 会議は、知事、教育長および過半数の教育委員の出席がなければ開くことができない。</p> <p>4 知事は、法第1条の4第4項の規定に基づき、教育委員会から、書面により会議で協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求められたときは、速やかに会議を招集し、または、会議を招集しない理由を明示して書面により回答しなければならない。</p> <p>5 会議の招集は、会議開催の日時および場所ならびに会議に付すべき事項を、会議の7日前までに各出席者に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>第3条～第11条 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第12条 会議の庶務は、<u>教育委員会事務局教育総務課</u>において行う。</p> <p>第13条 省略</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、平成27年4月24日から施行する。</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第2条 会議は、知事が招集する。</p> <p>2 会議は、知事および教育委員会により構成する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 知事は、法第1条の4第4項の規定に基づき、教育委員会から、書面により会議で協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求められたときは、速やかに会議を招集し、または、会議を招集しない理由を明示して書面により回答しなければならない。</p> <p>4 会議の招集は、会議開催の日時および場所ならびに会議に付すべき事項を、会議の7日前までに各出席者に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>第3条～第11条 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第12条 会議の庶務は、<u>子ども若者部子どもの育ち学び支援課</u>において行う。</p> <p>第13条 省略</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、平成27年4月24日から施行する。 <u>この要綱は、令和6年 月 日から施行する。</u></p>